

# 震災対策編

# 第1章 予 防

## 第1節 防災意識の高揚

市は、震災発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

### 第1 住民に対する防災意識の高揚

#### 1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自らの安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

#### 2 防災知識の普及啓発推進

市は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、県と連携して防災知識の普及啓発を推進する。

さらに、避難勧告等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所又は指定避難所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所又は指定避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

##### (1) 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、(一財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

#### 【ふだんの対策】

- ◇ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◇ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◇ 家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
  - ▷ 家の中でどこが一番安全か
  - ▷ 救急医薬品や火気などの点検
  - ▷ 幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
  - ▷ 避難場所、避難路はどこにあるか
  - ▷ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
  - ▷ 家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか
- ◇ いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。

- ◇ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◇ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◇ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

#### 【地震が起きたときの最初の行動】

- ◇ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◇ 揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◇ 大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◇ 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「対震自動消火装置」のものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◇ 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◇ 狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◇ 崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。
- ◇ 不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

#### 【避難するときの注意点】

- ◇ 避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◇ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。
- ◇ 海浜にいるときに強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波に備えて直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。このとき、ラジオなどで津波情報をよく聞いておく。
- ◇ テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

#### (2) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ 防災パンフレット、チラシ等の配布
- ウ 広報紙等による広報活動の実施
- エ 電話帳（NTTハローページ）における指定緊急避難場所等防災知識の普及
- オ ホームページや防災メールによる防災情報の提供
- カ 防災訓練の実施の促進
- キ 防災器具、災害写真等の展示
- ク 各種表彰の実施

(3) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市中里町248に「消防防災総合センター（栃木県防災館）」を設置し、震度毎の地震、火災発生時の煙体験等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

市は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターの見学等に活用することにより、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

(4) 消防団員等による指導

市は、消防団員等による地域の巡回指導を促進し、家具の固定、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(5) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市は、インターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(6) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

イ 全国火災予防運動実施週間（春：3月1日～3月7日 秋：11月9日～11月15日）

ウ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）

エ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）

オ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）

カ 防災週間（8月30日～9月5日）

キ とちぎ防災の日（3月11日）

## 第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

風水害等対策編第1章第20節「文教対策」のとおりとする。

## 第3 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市、県及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ◆ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ◆ 病院、社会福祉施設
- ◆ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

## 第4 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な判断力の養成と、的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災訓練の実施、防災活動に関するマニュアル等の配布により防災教育の徹底に努める。

- 1 地震の基礎知識や気象庁から発表される地震関連情報に関する知識
- 2 地震災害に対する予防、応急対策に関する知識

- 3 大規模地震発生時における職員がとるべき行動と具体的行動(職員の初動体制と役割分担等)
- 4 防災担当者における各種研修を通じた専門知識の習得
- 5 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- 6 その他災害対策上必要な事項

## 第5 防災に関する調査研究

震災は、プレートの活動の影響、活断層の有無などの特性を有するとともに、その地域の建物構造、密集度等により被害状況の違いが予想される。

このため、市は、県及び防災関係機関と、緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について、基礎的な調査研究を推進するよう努める。

## 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際において、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人(日本語の理解が十分でない者)等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

風水害等対策編第1章第2節「地域防災の充実・ボランティア連携強化」を準用(P27～参照)する。

## 第3節 防災訓練の実施

風水害等対策編第1章第3節「防災訓練の実施」を準用(P31～参照)する。

## 第4節 要配慮者対策

風水害等対策編第1章第4節「要配慮者対策」を準用(P34～参照)する。

## 第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編第1章第5節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」を準用(P37～参照)する。

## 第6節 震災に強いまちづくり

震災に強いまちづくりを行うため、市は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所  
の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計  
画的に展開する。

### 第1 震災に強いまちづくり

#### 1 震災に強い都市整備の計画的な推進

防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施し、震災に強い都市整備を進める。

##### (1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、震災発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なま  
ちづくり計画の策定を推進する。

##### (2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望  
ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべ  
きものである。

よって、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、市マス  
タープランや平成28年3月に改正された県の都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、住民  
の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

#### 2 震災に強い都市構造の形成

##### (1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要  
な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要  
である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的  
整備事業を推進する。

##### (2) 防災機能を有する施設の整備

市は、県等の関係機関と相互に連携し、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災  
害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設  
の整備を推進する。なお、施設については、本章第14節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留  
意するものとする。

##### (3) 火災に強い都市構造の形成

市は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として  
活用するための施設の整備等を図る。

##### (4) 要配慮者に配慮した施設の整備

風水害等対策編第1章第4節「要配慮者対策」第2の3のとおり整備を推進する。

#### 3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

##### (1) 公園の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や指定緊  
急避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な指定緊急避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 火災延焼防止のための緑地整備

市は、指定緊急避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

5 再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、市は、太陽光や小水力などに恵まれているという本市の地域特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を率先して行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

**第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施**

地震に起因するがけ崩れ、山崩れ等を防ぐため、風水害等対策編第1章第6節第2に準じて、実施する。

**第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進**

市は、県が作成した「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、計画的に整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。



## 第7節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する山崩れ・がけ崩れ等から、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

### 第1 斜面崩壊防止対策の推進

地震に起因する土砂災害から、住民の生命・財産を保護するため、風水害等対策編第1章第6節「風水害に強いまちづくり」及び第7節「土砂災害・山地災害予防対策」のとおり、国の各所管省庁及び県は、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の適切なハード対策を推進するとともに、土砂災害防止法による警戒区域の設定等のソフト対策を実施することとしている。

### 第2 宅地造成地災害防止対策

本市は宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、都市計画法及び建築基準法により造成地に発生する災害を防止するため、擁壁の構造、敷地の安全等について、県が行う規制について協力する。

### 第3 被災宅地危険度判定制度の整備

市は、地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

#### 1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

本市では、被災した建築物の被害の状況を調査する応急危険度判定士を24人確保している。今後は、被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、判定士認定要綱等を整備し、実施体制を整えていくものとする。

#### 2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

### 第4 軟弱地盤対策

市及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

## 第8節 農林水産業関係災害予防対策

風水害等対策編第1章第9節「農林水産業関係災害予防対策」を準用(P47～参照)する。

## 第9節 情報通信体制の整備

風水害等対策編第1章第10節「情報通信体制の整備」を準用(P48～参照)する。

## 第10節 避難体制の整備

震災発生時に危険区域にいる住民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル等の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ緊急避難場所等の選定、避難誘導體制、緊急避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

### 第1 指定緊急避難場所等の整備

市は、すでに緊急避難場所又は避難所を指定しているが、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化など、状況に応じて適宜見直すものとする。避難所の整備にあたっては、次の事項に留意し、見直すものとする。

新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

資料編 ◆ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

P 299

#### 整備にあたっての留意事項

- ① 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ② 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ③ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ④ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ⑤ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化（平成28年3月22日付け日本工業規格（以下「JIS」という。）において、案内用図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号（以下「災害種別図記号」という。）」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」（JIS Z9098）」が制定・改正され、公示）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等の整備に努めること。
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ⑦ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレ、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ⑧ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ⑨ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ⑩ 通信事業者（東日本電信電話㈱外）の協力を得て、災害発生時に速やかに指定避難所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくこと。
- ⑪ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ⑫ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

### 第2 避難に関する知識の周知徹底

市、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所又は避難所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所又は避難所への持出品、避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民の周知徹底に努める。

さらに、市は、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織等を通じた周知（市）
- (2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）
- (3) 緊急避難場所マップ配布による周知（市）
- (4) 広報紙、インターネットによる周知（市、県）
- (5) NTTハローページ（レッドページ）掲載による周知（県）
- (6) 平素の警察活動での周知（県警察）

### 第3 避難実施・誘導體制の整備

#### 1 避難伝達手段の整備

市は、地震に起因するがけ崩れ、火災延焼等が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備をさらに推進するとともに、防災ラジオの有効性の検証を踏まえた、さらなる導入検討及び普及促進と職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メールなど多様な伝達手段の整備に努める。特に、要配慮者に対しては、障害の特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

#### 2 避難誘導體制の確立

##### (1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、東日本大震災の経験を踏まえ、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ア 各地区毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- イ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ウ 要配慮者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- エ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- オ 避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

##### (2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

###### ア 要配慮者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員・児童委員等）と連携し、要配慮者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に要配慮者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、市は、要配慮者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の状態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。（風水害等対策編第1章第4節「要配慮者対策」参照）

###### イ 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送等の計画を策定しておく。また、市の定める緊急避難場所又は避難所へ避難させることも想定し、あらかじめ市と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

#### ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

### 第4 避難所管理・運営体制の整備

#### 1 避難所管理・運営体制の確認

市は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

#### 2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

#### 3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織（自治会）、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

### 第5 県外避難者の受入

県外避難者の受入については、風水害等対策編第2章第6節第11「県外避難者の受入」（P109）の定めによるものとする。

## 第 1 1 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、市は、県、消防機関と連携して、火災予防の徹底に努める。

また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、市、消防機関及び県は、平常時から体制の整備充実を図る。

### 第 1 現状と課題

近年の本市における火災発生状況は、件数、被害見積額ともに減少傾向が見られる。

市、県が実施する火災予防運動や各種広報事業、民間防火組織の活動により火災予防思想の普及が図られているが、建物火災のうち、死者の割合の多くを占める住宅火災について、その予防対策が急務となっている。

また、市においては、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防組織、施設等の整備を推進しているが、消防団員数の定数割れなどの事態が発生した場合、消防活動に支障をきたすおそれもあることから、これらを解消し消防力の強化を図ることが課題となっている。

### 第 2 火災予防の徹底

#### 1 地域住民に対する指導

市、消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての防災士会等の育成、指導を強化する。

#### 2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市、県、県警察、消防本部、自主防災組織等関係機関は連携し住宅防火対策の一層の推進を図る。

#### 3 建築物設置者・管理者に対する指導

##### (1) 消防本部による指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、防火に関する規定に基づき建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

##### (2) 市の協力

県は、既存建築物については、旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、市はこれに協力する。

#### 4 防火管理者の育成

消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

#### 5 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険

がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

## 6 自衛消防力の強化

### (1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

### (2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、防火対象物の関係者に対し、消防法第17条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

## 第3 消防力の強化

### 1 組織の充実強化

市・消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

### 2 消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

### 3 消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

#### (1) 消防水利施設の整備

市は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

#### (2) 河川水の緊急利用

市は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

#### (3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

資料編 ◆ 消防組織・施設の状況

P 306

### 4 化学消火剤の備蓄

消防本部は、管内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

なお、消防本部では、合成界面活性剤を1,780ℓ備蓄（平成27年4月1日現在）し、危険物火災の発生に備えている。

#### 第4 救急・救助力の強化

##### 1 組織の充実強化

本節第3の1に準ずる。

##### 2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市・消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

##### 3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

### 第12節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第1章第14節「医療救護体制の整備」を準用(P57～参照)する。

### 第13節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第15節「緊急輸送体制の整備」を準用(P59～参照)する。

### 第14節 防災拠点の整備

風水害等対策編第1章第16節「防災拠点の整備」を準用(P61～参照)する。



## 第15節 建築物等災害予防対策

震災時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

### 第1 現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）は阪神淡路大震災の教訓から、建築物の耐震化を促進することを目的として施行され、平成18年には、具体的な目標の設定と、より積極的な耐震化の促進を目指した改正が行われた。これを受け、平成19年1月に「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進を図ってきた結果、防災上重要な県有建築物は耐震化率の目標である90%を達成したが、民間の住宅や建築物の耐震化が遅れている状況である。

平成25年11月25日には、耐震改修促進法の二度目の改正が行われ、南海トラフ連動型巨大地震や首都直下型地震等の被害想定による甚大な人的・物的被害に対するための、耐震診断の義務化を含む規制強化等の施策誘導が追加された。

このようなことから、県では、平成28年3月に「栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）」を策定し、県内市町と連携しながら、引き続き耐震化促進の取組強化を図るとともに、その必要性に関する普及啓発に努めている。

また、県で実施した被害想定「想定宇都宮直下型地震」においても市内において相当数の建物が全壊又は半壊するという結果が出ていることから、耐震改修の実施は急務の課題となっている。

このため、耐震診断の実施及び耐震性能を有しないと判断された建物に対する耐震改修の実施について積極的に促進を図ることが重要である。

また、平成23年3月に発生した東日本大地震において、県内市町の庁舎が被災により一時期使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、市は、防災拠点となる公共施設等の点検を行い、耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。

### 第2 民間建築物の耐震性の促進

#### 1 耐震診断、耐震改修の促進等

市は、耐震改修促進法に基づき、県が策定した耐震改修促進計画や那須烏山市建築物耐震改修計画（二期計画）により、必要な支援を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、特定行政庁と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

#### 2 耐震性に関する知識の普及

市及び県は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

#### 3 関係団体等の協力

市及び県は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、耐震改修の普及啓発等を実施し、民間建築物の耐震化促進を図る。

#### 4 耐震診断、耐震改修等の費用助成

耐震診断・改修の実施には相当の費用を要することから、市は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

### 第3 公共建築物の耐震性等の強化推進

#### 1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（風水害等対策編第1章第16節「防災拠点の整備」参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（那須烏山消防署、消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

#### 2 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節第3 [P186]参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

##### (1) 市庁舎等の整備

市は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎等について、本庁方式への移行を念頭に、既存公共施設も含めた検討・調整を図ることとし、既存公共施設での運用は暫定的なものに留めながらも庁舎整備基金の計画的な積み立てを行うとともに候補地の選定を急ぎ、耐震性の確保が十分に確保できる本庁方式による新庁舎の整備に向けた準備を進めることとする。

##### (2) 学校校舎

市教育委員会は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

##### ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

##### イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

##### (3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

##### (4) 市営住宅

市は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、築年数の浅い市営住宅については、適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、築年数の古い市営住宅については、施設の老朽化及び入居者の状況を踏まえ、随時解体撤去を進め、将来的な用途廃止を検討する。

#### 3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災

対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

市、その他の施設管理者は、「建築基準法」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

市、その他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

市、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

ア 法令に基づく点検結果表等

イ 建設時の図面、現在の部面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

#### 第4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

地震等により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、震災建築物応急危険度判定制度を整備する。

1 震災建築物応急危険度判定実施体制の整備

震災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき、実施体制を整備する。

2 震災建築物応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

震災建築物応急危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

#### 第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災においても、多くの被害が生じた。このため、市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

2 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

#### 第6 家具等転倒防止

市は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

## 第16節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力その他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から、耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

### 第1 鉄道施設の対策

東日本旅客鉄道(株)は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

#### 1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

#### 2 施設等の点検巡回

地震災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

#### 3 運転規則

地震発生により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に地震による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

### 第2 ライフライン関係機関の対策

#### 1 上水道施設

市の水道事業管理者は、水が住民の生命維持に必要なものであることから、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

##### (1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

##### (2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

##### (3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しや断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

##### (4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

水道事業浄水施設

事業主（事業主体）	種 別	浄水施設名	水源種別	処理方法	計画給水人口（人）
那須烏山市水道事業	上水道事業	城 東 浄 水 場	浅井戸	塩素消毒	30,500
	〃	南 大 和 久 浄 水 場	〃	〃	
	〃	森 田 浄 水 場	〃	〃	
	〃	三 箇 浄 水 場	〃	〃	
	〃	小 白 井 浄 水 場	〃	〃	
	〃	大 金 台 浄 水 場	〃	〃	
那須烏山市境簡易水道事業	簡易水道事業	境 浄 水 場	〃	〃	2,000
那須烏山市境東簡易水道事業	〃	境 東 浄 水 場	〃	〃	1,634
那須烏山市興野簡易水道事業	〃	興 野 浄 水 場	〃	〃	1,600
那須烏山市向田簡易水道事業	〃	向 田 浄 水 場	〃	〃	1,300

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

## 下水道施設

区 分	処 理 場 名	所 在 地	供 用 開始年	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	放 流 河川名
公 共 下 水 道	烏山水処理センター	那須烏山市野上316	2003	1,400	江 川
	南那須水処理センター	那須烏山市東原161-1	1998	1,300	荒 川
農 業 集 落 排水処理施設	興野水処理センター	那須烏山市興野148	2000	1,217	那珂川

### 3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

## 第3 その他の公共施設の対策

### 1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

### 2 砂防設備

砂防設備の管理者は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

### 3 廃棄物処理施設

市、南那須地区広域行政事務組合、処理業者及び民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じるものとする。

- (1) 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。
- (2) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (3) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (4) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (5) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

## **第 1 7 節 危険物施設等災害予防対策**

風水害等対策編第 1 章第 19 節「危険物施設等災害予防対策」を準用 (P68～参照) する。

## **第 1 8 節 文教対策**

風水害等対策編第 1 章第 20 節「文教対策」を準用 (P71～参照) する。

## **第 1 9 節 防災関係機関相互応援体制の整備**

風水害等対策編第 1 章第 21 節「防災関係機関相互応援体制の整備」を準用 (P73～参照) する。

## **第 2 0 節 災害廃棄物等の処理体制の整備**

風水害等対策編第 1 章第 22 節「災害廃棄物等の処理体制の整備」を準用 (P75～参照) する。

## 第2章 応急対策

### 第1節 活動体制の確立

市の地域に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第1節「活動体制の確立」(P76～参照)の定めるところによる。

#### 第1 職員の配備体制等

職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、次によるものとする。

##### 1 職員の配備体制

震度	体制	災害の態様	体制の概要	配備要員
4	注意体制	① 小規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
5弱 5強	警戒体制	① 中規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全参事・課長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
	第1次非常体制 (自動配備)	① 大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生した場合	災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員
6弱 6強 7	第2次非常体制 (自動配備)	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

(注) 「注意体制」における「配備要員」については、現場及び施設管理を中心とする。

(注) 震度5弱又は5強の場合、被害の状況によっては、警戒体制から非常体制へ移行する。

##### 2 初動体制時における決定権者

	決定者	代 決 者	
		第 1	第 2
注意体制	総務課長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警戒体制	副市長	総務課長	総務課危機管理G総括
非常体制	市長	副市長	総務課長



## 第2 注意体制

### 1 震度4の地震が発生した場合

この体制に該当する配備要員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の程度
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害情報に関する広報

## 第3 警戒体制

### 1 災害警戒本部の設置

震度5弱又は5強の地震の場合、災害警戒本部が自動的に設置され、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 被害情報の把握
- (2) 被害情報の県への報告（震度5強の場合は、国（消防庁）へも報告）
- (3) 関係課等への通報
- (4) 各課長及び市長への報告
- (5) 災害応急対策（中規模）
- (6) 災害情報に関する広報

### 2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、副市長を本部長とし、教育長、全参事・課長で構成するものとする。

### 3 災害警戒本部の設置、解散の時期

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- (1) 被害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。

## 第4 非常体制

### 1 本部設置の基準

災害対策本部（以下「本部」という。）は、次の基準に達したときに設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動的に設置する。）
- (2) 大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。
- (3) 災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で市長が必要と認めるとき。

### 2 本部の設置場所

- (1) 本部は、那須烏山市役所烏山庁舎に置く。ただし、大規模地震により烏山庁舎が使用不能になっ

た場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(2) 本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

### 3 本部会議及び本部の運用等

本部会議、本部の組織編成、運用及び事務分掌、現地災害対策本部の設置等は、風水害等対策編第2章第1節「活動体制の確立」(P76～参照)の定めによるものとする。

### 4 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 総務課長

## 第5 動員計画

### 1 動員体制の整備

(1) 各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ確かな動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。

(2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

### 2 動員の方法

#### (1) 勤務時間内における動員

ア 本部長（市長）が非常体制をとることを決定したときは、総務課長は、これを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。

イ 各参事及び各課（局）長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

#### (2) 勤務時間外、休日における動員

##### ア 各職員の措置

休日、勤務時間外に地震が発生した場合、あらかじめ震度に応じて指名された配備要員は、速やかに市役所等に登庁し、状況に応じた適切な措置を行うものとする。

なお、配備要員以外の職員は、テレビ等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

##### イ 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に本部が設置されるため、全職員は市役所等に自主参集する。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、震度5弱又は5強でも必要と判断した場合には自主参集するものとする。

##### ウ 参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

##### エ 参集時の留意事項

(ア) 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(イ) 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

オ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

(ア) 地震情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防本部、警察等と連絡）

(イ) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）

(ウ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

(エ) 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）

(オ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市役所等に参集する。 (2) 災害その他により、市役所等に参集できない職員は、指定避難所など最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を総務課長に報告する。 (3) 速やかに、分かる範囲で、可能な手段で、県（消防防災課）に報告する。
6 緊急初動班の編成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

## 第6 市の業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

地震災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要とするため、市は、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」(P87～参照)の定めによるものとする。

### 第1 地震情報の伝達

#### 1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知することとなっている。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台及び県が管轄するもの)

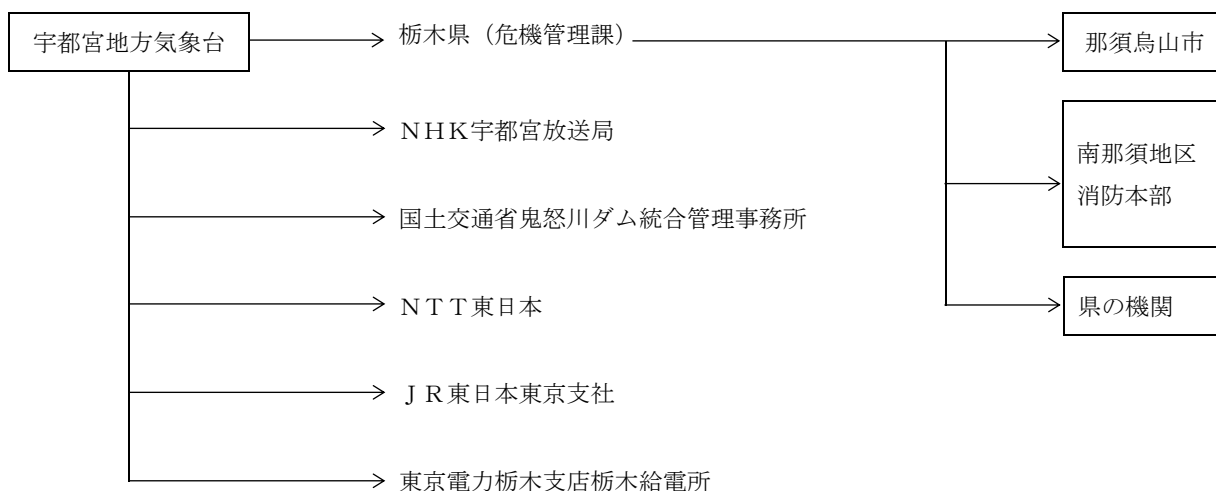
ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報等の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。県、市及び防災関係機関等は、迅速な情報収集に努める。

### 第2 被害状況等の情報収集

#### 1 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

(1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

(2) 火事等の二次災害の発生状況

(3) 降雨、降雪、河川の水位状況

(4) 住民の生命・財産の安否の状況、住民の避難の状況

- (5) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
- (6) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (7) 配慮者利用施設の被害状況

(要配慮者利用施設)

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- (8) 消防、水防等の応急措置の状況
- (9) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (10) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の安否
- (11) 医薬品その他衛生材料の補給の安否
- (12) その他法令に定めがある事項

## 2 被害状況等の収集方法

被害状況等の収集は、次により行うものとする。収集にあたっては、警察等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

### (1) 市及び消防本部の情報収集

市は、テレビ、ラジオから地震に関する情報等を収集するほか、県から送信される県内の震度分布・震度状況等の情報を収集する。

消防本部は、住民等からの119番通報等により、署員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

### (2) 地域住民からの通報

#### ア 発見者（地域住民）の通報責務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報する。

#### イ 市長、警察官の処置

(ア) 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長へ通報する。

(イ) 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、市長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

### (3) 各課ごとの被害情報調査

各種被害ごとの調査担当課は、風水害等対策編第2章第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第3の2(1)(P90～参照)の定めによるものとする。

### (4) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

### (5) 避難所からの収集

市民班から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

### (6) 無線による情報収集

アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

### (7) 郵便局に対する協力要請

市は、烏山郵便局及び南那須郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、市内の被災状況等を把握する。

資料編	◆ 災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書	P 350
	◆ 災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書	P 352

### 第3 情報の整理・分析

総務班は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務課長を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。

### 第4 被害状況の報告

1 市、消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、市の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

2 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

資料編	◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式	P 373
-----	---------------------	-------

### 第5 通信手段の種類

災害発生時における通信手段は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、次の手段を有効に活用して行うものとする。

通信の輻輳、途絶等により通信が困難となった場合は、風水害等対策編第2章第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第6（P92～参照）に示すあらゆる手段を利用して行うよう努める。

### **第3節 相互応援協力・派遣要請**

風水害等対策編第2章第4節「相互応援協力・派遣要請」を準用(P97～参照)する。

### **第4節 災害救助法の適用**

風水害等対策編第2章第5節「災害救助法の適用」を準用(P100～参照)する。

### **第5節 避難対策**

風水害等対策編第2章第6節「避難対策」を準用(P103～参照)する。



## 第6節 救急・救助・消火活動

震災により被災した者を迅速に救助するため、また、火災による被害を最小限に止めるため、市は、地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第8節「救急・救助活動」(P117～参照)の定めによるものとする。

### 第1 住民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

#### 1 救急・救助活動

##### (1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

##### (2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

##### (3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

#### 2 消火活動

##### (1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

##### (2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

###### ア 火災が発生した家庭の措置

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

###### イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関が到達したときは消防機関の指示に従う。

## 第2 事業所の活動

### 1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

### 2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### 3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段によりただちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

## 第3 市、消防機関の活動

### 1 救急・救助活動

市、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

- (1) 市は、直ちに南那須医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。
- (2) 多数の負傷者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重傷者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、栃木県ドクターヘリによる搬送を要請する。

- (3) 重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター及び栃木県ドクターヘリによる搬送を要請する。

### 2 消火活動

#### (1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

#### (2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確

保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

## 第7節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第9節「医療救護活動」を準用(P119～参照)する。

## 第8節 二次災害防止活動

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、市は、関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

### 第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

#### 1 水害の防止

風水害等対策編第2章第19節「公共施設等応急対策」第6(P151～参照)に定めるところによる。

#### 2 土砂災害の防止

##### (1) 施設、災害危険箇所の点検・応急措置の実施

市、消防等関係機関は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

##### (2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため県と連携を図り、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

##### (3) 避難対策

市、消防等関係機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ風水害等対策編第2章第6節「避難対策」(P103～参照)の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

### 第2 建築物・構造物の二次災害防止

#### 1 震災建築物応急危険度判定の実施

市は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、県と連携し建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

#### 2 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第9節 緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第10節「緊急輸送活動」を準用(P121～参照)する。

## 第10節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

風水害等対策編第2章第11節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用(P124～参照)する。

## 第11節 農地・農林水産業用施設等対策

震災により被害を受けた農地・農林水産業用施設の応急対策を実施し、早期の営農林体制の復旧を目指す。

### 第1 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

### 第2 応急対策の実施

#### 1 施設管理者の対応

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県、市等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的な障害物除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

- (4) ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
- (5) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

#### 2 市の対応

市は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

#### 3 復旧へ向けての対応

市は、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、県と協議のうえ災害査定前に復旧工事に着手するよう施設管理者に指導する。

## 第 1 2 節 保健衛生活動

風水害等対策編第 2 章第 13 節「保健衛生活動」を準用 (P132～参照) する。

## 第 1 3 節 障害物等除去活動

風水害等対策編第 2 章第 14 節「障害物等除去活動」を準用 (P139～参照) する。

## 第 1 4 節 廃棄物処理活動

風水害等対策編第 2 章第 15 節「廃棄物処理活動」を準用 (P141～参照) する。

## 第15節 文教対策

風水害等対策編第2章第16節「文教対策」(P144～参照)の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

### 第1 地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童・生徒等の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

#### 1 緊急避難等の措置

##### (1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認、被災状況確認を行うものとする。

##### (2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を期するものとする。

##### (3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか等市教育委員会との協議等により決定するものとする。

##### (4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

##### (5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

#### 2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要に応じて震災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

#### 3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

#### 4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

## 第2 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。

児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じるものとする。

児童・生徒等の行動	
登下校時	<p>《地震発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くに居る場合は学校へ避難する。</li> <li>◆ 在宅の場合は登校しない。ただし、災害発生のおそれがある場合は、家族の者とともに直ちに避難所へ避難し、学校へその旨を連絡する。</li> </ul> <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ できるだけ安全な空間を確保する。</li> <li>◆ カバン、コート等を頭へのせ、落下物から身を守る。</li> </ul> <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。</li> <li>◆ 川岸からできるだけ早く遠ざかる。</li> <li>◆ プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。</li> <li>◆ 火災現場から遠ざかる。</li> <li>◆ 狭い道路はできるだけ避けて通る。</li> <li>◆ 倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。</li> </ul>
在校時	<p>《教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</li> <li>◆ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。</li> <li>◆ 大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履のままグラウンドへ出る。</li> </ul> <p>《廊下・階段》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。</li> </ul> <p>《グラウンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。</li> <li>◆ 教室・校舎には戻らない。</li> </ul> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。</li> <li>◆ 留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。(保護者へ連絡)</li> </ul>
校外生活	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。</p> <p>《所属校から離れている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所へ避難する。</li> <li>◆ 避難については市又はその地の市町村の指示に従う。</li> <li>◆ 川岸等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。</li> </ul> <p>《所属校に近い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。</li> </ul>



<p>動 時</p>	<p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 教職員の指示どおりに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。</li> <li>◆ 自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。</li> <li>◆ デマ等に惑わされない。</li> <li>◆ 避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。</li> </ul>
<p>部 活 動 時</p>	<p>《校内の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。</li> <li>◆ 一人で勝手に行動しない。</li> <li>◆ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。</li> <li>◆ 帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。</li> </ul> <p>《校外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所へ集団で避難する。</li> <li>◆ 合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。</li> </ul>

## 第 1 6 節 住宅応急対策

風水害等対策編第 2 章第 17 節「住宅応急対策」を準用 (P147～参照) する。

## 第 1 7 節 労務供給対策

風水害等対策編第 2 章第 18 節「労務供給対策」を準用 (P149～参照) する。

## 第 1 8 節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第 2 章第 19 節「公共施設等応急対策」を準用 (P151～参照) する。

## 第 1 9 節 危険物施設等応急対策

風水害等対策編第 2 章第 20 節「危険物施設等応急対策」を準用 (P156～参照) する。

## 第 2 0 節 広報活動

風水害等対策編第 2 章第 21 節「広報活動」を準用 (P163～参照) する。

## 第 2 1 節 自発的支援の受入

風水害等対策編第 2 章第 22 節「自発的支援の受入」を準用 (P165～参照) する。

## 第3章 復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を配慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強い地域づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

#### 第1 基本方向の決定

##### 1 実施体制

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、市は、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

① 市の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 当該市町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針  
その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

##### 2 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

##### 3 県、国等職員の派遣要請

市は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

#### 第2 迅速な原状復旧

市は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

(1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

(2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

(3) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

(4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。

- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

### 第3 計画的復興の推進

#### 1 復興計画の作成

特定大規模災害等により被災した市は、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

#### 2 防災まちづくり

##### (1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、市は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

##### (2) 防災まちづくりに関する留意事項

市は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意する。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、次のような事項を基本的な目標とすること。

(ア) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

#### 3 復興本部の設置

市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行及び地方公共団体間の連携、県、国との連携、広域調整のため、復興本部を設置する。

## 第 2 節 民生の安定化対策

風水害等対策編第 3 章第 2 節「民生の安定化対策」を準用(P169～参照)する。

## 第 3 節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第 3 章第 3 節「公共施設等災害復旧対策」を準用(P173～参照)する。

# 付編 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策計画

## 第1節 総 則

### 第1 計画作成の趣旨

昭和53年6月に、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下この付編において「法」という。）」が制定され、同法に基づき、駿河湾を震源域とする東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある6県167市町村が、「地震防災対策強化地域」（以下「強化地域」という。）として指定された。

その後、平成13年度に国の中央防災会議により、震源等の再検討及び地震動、津波についてのシミュレーションが実施され、その結果、平成14年4月に、8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村が強化地域として指定された。

なお、市町村合併の推進により、平成24年4月1日現在においては、8都県の157市町村が指定されています。

加えて、平成14年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」が制定（平成25年11月に「東南海・南海地震」が「南海トラフ地震」に改正）され、同法に基づき、紀伊半島沖から遠州灘を震源域とする東南海地震又は紀伊水道沖から土佐湾沖を震源域とする南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れのある1都2府18県414市町村が「東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」として指定（平成24年4月1日現在）された。

なお、諸説はあるものの、上述の「東海地震」、「東南海地震」、「南海地震」等が『南海トラフ』沿いで将来的に発生すると推定される最大クラスの地震を『南海トラフ巨大地震』と称している。

幸いにも本県は、強化地域・推進地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、局部的な被害発生も憂慮される。特に法第9条の規定による警戒宣言が発令された場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的として、那須烏山市地域防災計画（震災対策編）の付編として、「東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画」を策定する。

### 第2 計画作成の基本方針

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止、軽減するため、市全域を対象として、市、防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 この計画は、地震の発生が予知されてから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に作成する。
- 3 地震発生後の災害応急対策は、「那須烏山市地域防災計画（震災対策編）の第2章（応急対策）」（P202～参照）により対処する。

## 第2節 平常時における対策

警戒宣言発令時に予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また実際の地震発生時に被害を最小限に留めるためには、防災関係機関の連携のみならず、住民の協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から必要な事項について積極的な広報活動を行い、東海地震対策に関する正しい知識の普及に努める。

### 1 広報の内容

#### (1) 東海地震に関する一般知識

- ア 東海地震発生の切迫性
- イ 大規模地震対策特別措置法の概要
- ウ 強化地域の概要
- エ 警戒宣言の概要
- オ 東海地震注意情報、東海地震予知情報の概要等

#### (2) 警戒宣言発令時に防災関係機関等のとる措置（第4節第1～3参照）

#### (3) 住民、事業所等が具体的にとる措置（第4節第4参照）

#### (4) その他必要な事項

### 2 普及の方法

#### (1) 防災講演会等の開催

#### (2) 広報紙

#### (3) インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供等

### 第3節 警戒宣言発令までの対応措置

#### 第1 気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類

気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類は、次のとおりである。

情報名	基 準 等
東海地震に関連する調査情報 [発表基準]	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報です。その変化の原因についての調査の状況を発表します（従前の東海地震観測情報に対応）。 〔この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。〕 ※ 「東海地震に関連する調査情報（定例）」を除き、通常とは異なる変化の観測状況や地震の発生状況に応じて発表 （東海地域における少なくとも1箇所以上の歪計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合等、又は顕著な地震活動を想定震源域内又はその近傍で観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合等)
	定例 毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表します。 〔この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。〕
東海地震注意情報 [発表基準]	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 〔この情報で示されるカラーレベルは、「黄」です。〕 （東海地域における歪計2箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等）
東海地震予知情報 [発表基準]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合 〔この情報で示されるカラーレベルは、「赤」です。〕 （東海地域における歪計3箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等）

#### ※ 情報の続報について

各情報発表後、ひずみ計で新たな変化を観測したときや想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に同じレベルの情報名称で第2報、第3報、…と続報を発表することがあります。

#### ※ 情報の解除について

各情報発表後、東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻されます。

#### 第2 活動体制

東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったことを了知した場合、及び東海地震予知情報の発表があった場合は、直ちに次により警戒宣言発令時の社会的混乱の発生に備え、必要な体制をとる。

##### 1 体制

市は、直ちに災害警戒本部を設置し、各部門の緊急連絡体制を確保する。また、警戒体制（震災対策編第2章第1節「活動体制の確立」（P202～参照））をとり、体制に必要な職員の参集を行う。



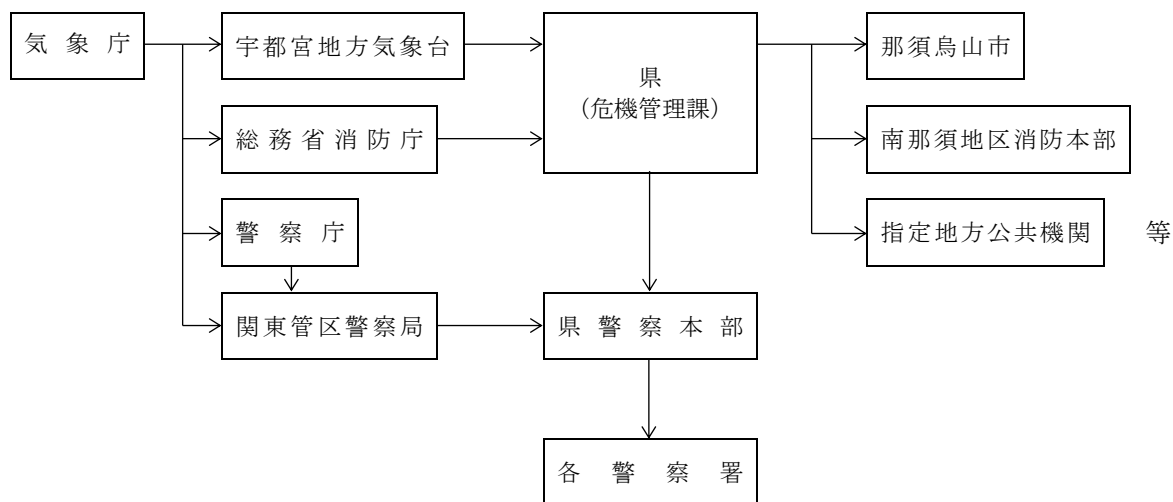
## 2 活動内容

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 県、消防本部、その他各防災関係機関との連絡調整
- (3) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (4) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (5) 管理している施設等の緊急点検
- (6) 広報の実施（東海地方方面への旅行の自粛の要請等）

## 第3 伝達系統及び伝達事項

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったことを了知した場合及び東海地震予知情報の発表があった場合は、次により情報の伝達を行う。

### 1 伝達経路



### 2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報、予知情報（それぞれの情報の解除）
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること。
- (3) その他必要と認める事項

## 第4節 警戒宣言発令時の対応措置

### 第1 体制の確立

警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止・軽減を図るための措置を実施するとともに、東海地震が発生した場合に、あらかじめ定めた地震対策計画（地域防災計画震災対策編等）に沿って速やかに応急対策ができるように準備する。

#### 1 市の体制

市は、内閣総理大臣より警戒宣言が発令されたことを了知したか、又は県から警戒宣言発令が伝達された場合、直ちに災害警戒本部を設置する。また、警戒体制（震災対策編第2章第1節「活動体制の確立」（P202～参照））をとり、市内で震度5弱強が発生した場合に参集することになっている職員を非常招集する。

第3節のとおり災害警戒本部を設置し、警戒体制をとっている場合、引き続きその体制を維持する。

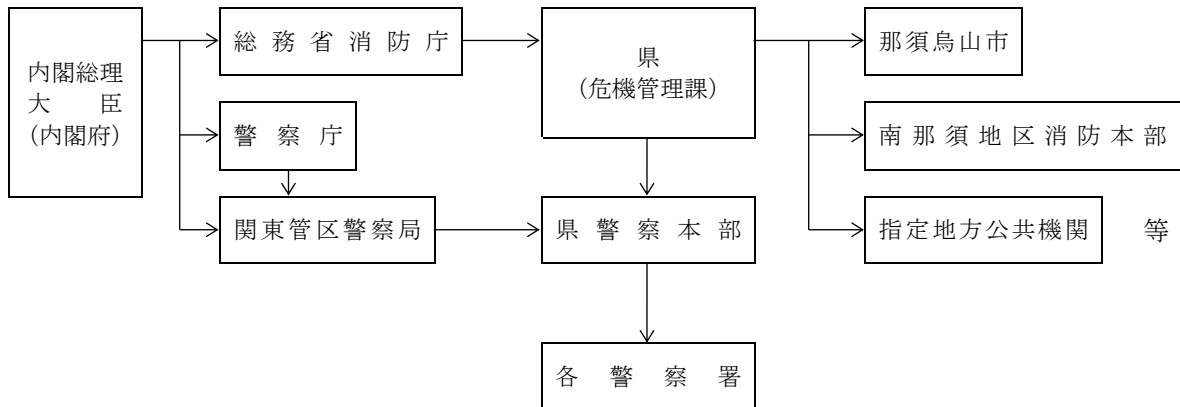
（※ 地震発生後は震災対策編第2章第1節のとおり、震度に応じた体制をとり、災害応急対策を実施する。）

#### 2 防災関係機関等の体制

警戒宣言の発令を了知したときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施、東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑に実施できるよう必要な警戒体制をとる。

### 第2 伝達系統及び伝達事項

#### 1 警戒宣言伝達経路



#### 2 伝達事項

- (1) 警戒宣言（警戒解除宣言）
- (2) 東海地震の発生に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること。
- (3) その他必要と認める事項

### 第3 東海地震発生に備えた応急対策の実施

#### 1 広報活動

警戒宣言の発令による社会的混乱の発生を未然に防止するとともに、地震防災応急対策が、迅速かつ的確に行われるよう防災関係機関は協力を密にして広報活動を実施する。

- (1) 市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに、事業所、住民等に対し、地域の実情に応じた適切な広報を繰り返し行い、その周知徹底を図るものとする。

## ア 広報の内容

- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- (イ) 市長から住民への呼びかけ
- (ウ) 住民、事業所等が緊急にとるべき行動
- (エ) 交通規制に関する情報
- (オ) 地震防災応急対策の内容と実施状況
- (カ) 混乱防止のための措置
- (キ) その他状況に応じて住民、事業所等に周知すべき事項

## イ 広報の実施方法

市は、広報車等によるほか、消防団、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

## 2 消防、水防活動

### (1) 消防活動

警戒宣言が発令された場合、消防機関は、次の事項を重点に必要な措置を行う。

- ア 東海地震関連情報等の収集と伝達体制の確立
- イ 地震に備えての消防部隊、救急隊、救助隊の編成強化
- ウ 消防団の非常招集体制の確立
- エ 消防、救急、救助資機材等の確保
- オ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- カ 防災機関、事業所等に対し応急対策計画の実施の指示
- キ 特定の防火対象施設に対し、避難準備の指示
- ク その他必要な事項

### (2) 水防活動・がけ崩れ等危険箇所対策活動

警戒宣言が発令された場合、県、市及び消防機関は、地震発生後の水害やがけ崩れ等による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行う。

- ア 地震に備えての要員の確保、配置
- イ 東海地震関連情報等の収集と伝達体制の確立
- ウ 堤防・水門等の施設の点検
- エ 擁壁等の施設の点検
- オ 資機材の点検整備、緊急調達体制の確保
- カ その他必要な措置

## 3 交通対策

### (1) 道路

#### ア 広域交通規制

警戒宣言が発令された場合における交通規制は、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、緊急輸送道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- (ア) 強化地域への一般車両の流入は、極力抑制する。
- (イ) 強化地域方面から県内への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しない。
- (ウ) 緊急輸送道路の優先的な機能確保を図る。

イ 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認申請は、警察署、指定検問所において行う。

ウ 運転者のとるべき措置の周知

警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報に応じて通行すること等

(2) 鉄道

ア 警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等に係る措置

イ 警戒宣言前までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置（安全に運行可能かを判断した上でその対応を明示等）

エ 規制の結果生じる滞留旅客の保護

オ 市は、規制の結果生じる滞留旅客の保護のため行われる事業者等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整等を行う。

4 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

市は、警戒宣言発令時の各機関の措置の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせんを行う。

5 危険物等施設の措置

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者等（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設・設備の損壊に伴う危険物等の漏洩、爆発等の発生を防止するために、必要な措置を講じ、安全確保に万全を期すものとする。

県、市及び消防本部は、管理者等に対して、安全確保措置を適切に実施するよう、必要な広報等を実施する。

(1) 消防法上の危険物

消防法上の危険物施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア 施設の応急点検、監視及び補強措置を実施する。

イ 危険物の流出及び出火防止措置を実施する。

ウ 必要に応じ、運転（操業）制限、一時停止、避難の指示等の措置を行う。

エ 自衛消防体制を確立する。

オ 消防設備・資機材の点検、整備を行う。

カ 周辺住民の安全確保措置を行う。

キ その他必要な措置を実施する。

(2) 火薬類

火薬類取扱施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア 製造、使用中の火薬類は所定の場所等に保管、貯蔵する等、安全対策を講じ、かつ、爆発・火災防止等に係る応急点検を実施する。

イ 火薬類関係事業所にあたっては、爆発・火災防止等に係る応急点検を実施する。

(3) 高圧ガス

高圧ガス施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア 地震発生時における安全を確保するため、必要に応じて、操業の制限、中止等を行う。

- イ 防災要員を確保するとともに防災資機材、応急復旧工事用資機材を点検確認する。
- ウ 容器の転倒、落下防止措置の点検確認を実施し、補強措置等を的確に行う。
- エ タンクローリ等については、住民等の安全を確保できる場所に移動する。

#### (4) LPガス

販売事業者は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

- ア 地震発生時に備えて、容器の転倒、落下防止措置の確認、補強措置等を行う。
- イ 防災資機材を点検確認するとともに、いつでも緊急出動できる体制をとる。
- ウ 消費者に対して、地震発生に備えて、ボンベの転倒防止や補強措置を実施するよう働きかけるとともに、火気使用の中止、ボンベの元栓の閉止等地震の際にとるべき措置について、周知徹底を図る。

#### (5) 毒物、劇物

毒劇物取扱施設の管理者等は、地震発生時における毒物劇物の飛散、流出等の未然防止を図るため、保管設備等の保守点検、事故発生時における応急対策、連絡体制の整備を図る。

### 6 公共施設の措置

#### (1) 道路施設

県、市及びその他の道路管理者は、地震による被害を軽減するために、地震時に障害となるおそれのある道路、橋りょう等について重点的にパトロールを実施するとともに、工事中の箇所については、原則として工事を中止し、補強等の保全措置をとり、地震の発生に備えて、関係機関との協力のもとに、交通機能の確保に努める。

#### (2) 上水道施設

水道事業者は、地震発生に備え、需要家が緊急貯水を実施することに留意し、急増する需要に対して給水を確保、継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震防災応急対策に従って、地震防災上の措置を実施する。

##### ア 要員の確保

防災対策要領等による配備体制をとり、関係機関との連絡を行う。

##### イ 給水量の確保

緊急貯水による給水量の増加対策として、浄水施設をはじめ、送水、配水設備の全稼働体制をとり、配水池等貯水施設の貯留水確保に努める。

##### ウ 施設・設備の点検

東海地震に備え、塩素注入設備、自家発電設備、消火・照明設備等の応急点検、補強措置等を実施する。また、工事業者への協力要請等を行い、応急復旧体制を整える。

##### エ 緊急貯水の広報

県及び市やラジオ（防災ラジオ含む。）、テレビ等の報道機関を通じて、需要家へ飲料水の貯留（浴槽、バケツ等）を要請する。

#### (3) 下水道施設

下水道管理者は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため、下水道施設の保守点検、応急復旧のための職員の配備、資材・器材等の点検、確保を行う。

#### (4) 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

(5) 河川管理施設等

県及び市は、地震に伴う河川管理施設等の崩壊などによる水害の発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動を行うとともに、必要に応じて応急復旧活動を迅速、的確に実施できる体制を確立する。

(6) ため池

県及び市は、警戒宣言が発令された場合、ため池の管理団体において、ため池の緊急点検を実施し、適切な措置を講じるよう指導する。

(7) 廃棄物処理施設

警戒宣言発令に伴い、廃棄物処理施設の管理者は、被害を最小限とするため次の応急対策を講じる。

ア 職員に対し、警戒宣言が発令された旨周知させる。

イ ごみ焼却施設、し尿処理施設へのごみ、し尿の投入を中止し、また浸出液処理施設を有する最終処分場にあつては、浸出液処理施設への浸出液の流入を中止させる。

ウ 廃棄物処理施設の各設備、防災設備の点検を行うとともに、出火防止対策を実施する。

エ 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、応急復旧体制、資機材の点検・確保を行う。

7 教育・医療・社会福祉施設の措置

(1) 学校

ア 警戒宣言等発令の伝達

警戒宣言が発令されたときは、直ちにそれぞれ次のように伝達する。

(ア) 市教育委員会は、管内公立小・中学校に伝達し必要な指示を与える。

(イ) 県教育委員会は、公立の高等学校、養護学校に伝達し、必要な指示を与える。

イ 児童・生徒等保護対策

警戒宣言の発令に伴い、学校等の長は、幼児、児童・生徒等の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に、児童・生徒等の保護については、次の事項を十分留意し、避難、誘導対策計画を具体的に定める。

計画作成上の留意点

- ① 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を最優先とする。
- ② 市の地震防災計画等を踏まえる。
- ③ 学校等の所在する地域の諸条件等を考慮する。
- ④ 警戒宣言発令に迅速に対応できるものとする。
- ⑤ 児童・生徒等の行動基準及び学校等、教職員の対処・行動の基準が明確にされている。
- ⑥ 警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童・生徒等の引き渡しについて、保護者に十分理解されるものとする。
- ⑦ 校外学習等、学校外活動中に警戒宣言が発令されても対応できるものとする。

ウ 学校等の対応

(ア) 校長等は、警戒本部を設置し、予知情報の把握に努め、的確な指揮にあたる。

(イ) 児童・生徒等のうち障がいのある児童生徒については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童・生徒等のうち帰宅できない者については、

状況を判断し学校等が保護する。

(ウ) 児童・生徒等の引渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておく。

(エ) 校長等は、関係機関にそれぞれの退避、誘導等の状況を速やかに報告する。

(オ) 学校等の各施設の保安措置をとる。

(カ) 初期消火、救護・搬出活動等の防災活動体制をとる。

#### エ 教職員の対応、指導基準

(ア) 警戒宣言が発令されたら、児童・生徒等を教室等を集める。

(イ) 児童・生徒等の退避、誘導等に当たっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に把握する。

(ウ) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。

(エ) 障がいのある児童生徒については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

(オ) 児童・生徒等の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。

(カ) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

(キ) 児童・生徒等の安全を確保した後、本部の指示により、防災活動にあたる。

#### オ 登下校時、在宅時に警戒宣言が発令された場合の対策

(ア) 登下校時に警戒宣言が発令された場合は、周囲の状況を確認し、帰宅するか、学校に向かうかを判断するよう指導する。

(イ) 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。

(ウ) 在宅時は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。

#### カ 私立学校

私立学校については、公立学校の例を参考に対策を講じるよう指導する。

### (2) 社会教育施設

社会教育施設については、利用者の安全確保のため、公立学校の措置に準じ、利用団体の主催者等と十分な連携の上、必要な措置をとる。

### (3) 医療機関

警戒宣言が発令された場合は、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

ア 外来診療は、可能な限り平常通り行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。

イ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

ウ 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

エ 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

オ 消防計画等に基づく職員の分担業務を確認する。

### (4) 社会福祉施設

警戒宣言の発令に伴い、市の福祉施設においては、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の措置をとる。

ア 情報の収集・伝達

イ 収容者、通所者等の安全確保

- ウ 消防用設備、避難設備等の点検
- エ 落下物等の防止措置
- オ 飲料水、食料等の確保
- カ 危険物（プロパンガス、重油等）の点検
- キ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

#### 8 旅館、ホテル等の措置

不特定多数の者が出入りする旅館、ホテル等の管理者は、警戒宣言発令を了知したときは、宿泊客、顧客、観客来訪者、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図る。

主な措置は、次のとおりとする。

##### (1) 自衛防災体制の確立

##### (2) 情報の収集、伝達

顧客等への情報の伝達については、従業員が避難誘導體制をとった後に行う等、伝達の時期に留意すること。

##### (3) 避難誘導の準備、実施

##### (4) 出火防止の措置

ア 火気使用の制限

イ 火気使用器具、LPガス、燃料タンク等の安全確認

##### (5) 消防用設備類の使用準備

##### (6) 転倒、落下防止の措置

ア 窓ガラス、看板等の建物の付属物

イ ロッカー、陳列棚、商品等

ウ 薬品等の危険物

##### (7) 応急救護の準備

##### (8) その他必要な措置

### 第4 住民等のとるべき措置

#### 1 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオ（防災ラジオ含む。）のスイッチを常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、市、消防本部、警察署からの情報に注意すること。
- (2) 家庭の分担を確認し、地震が発生するまでにやっておくことを決め、すぐ行動に移すこと。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認しておくこと。
- (4) 家具等の転倒防止、重量物の落下防止措置をとること。
- (5) 火気の使用は自粛すること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備をすること。
- (7) 灯油、プロパンガス等の安全措置をとること。
- (8) 身軽で安全な服装になること。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の用意をすること。
- (10) 避難場所や避難路の確認をすること。
- (11) 不要不急の自動車運転や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。



## 2 職場

- (1) 正確な情報を把握し、職場全体に伝達すること。
- (2) 消防計画等に基づき防災体制をとること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 重要書類等の非常持出品の用意をすること。
- (6) 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全を確保すること。
- (7) 自家用自動車による出勤、帰宅等はできるだけ自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。